（別紙１）

独立行政法人　医薬品医療機器総合機構　御中

秘密保持等に関する誓約書

「予算・会計関係情報の管理及び活用のためのクラウドサービスの調達に関する情報提供依頼」（以下、「本件業務」という。）に関し、現行関連システムの設計書等資料を閲覧するにあたり、○○○○株式会社（以下「弊社」という。）は、次の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1.　弊社は、本件業務遂行のために必要な者（次頁に記載する者をいう。以下同じ。）以外は本件業務に従事させません。ただし、本件業務遂行期間中に追加、変更する場合、貴機構に届け出、了承を受けるものとします。

2.　弊社は、媒体および手段を問わずに貴機構から開示もしくは提供された貴機構の秘密情報（以下「本件秘密情報」という。）を、本件業務遂行のために必要な者を除く第三者に対して開示いたしません。ただし、以下のものについては秘密情報に含みません。

(1)　弊社が貴機構より開示を受けた時点で既に公知であったもの

(2)　弊社が貴機構より開示を受けた時点で既に所有していたもの

(3)　弊社が貴機構より開示を受けた後に弊社の責によらずに公知となったもの

(4)　弊社が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに適法に入手したもの

(5)　法令または裁判所の命令により開示を義務づけられたもの

3.　弊社は、本件業務遂行のために必要な者がそれ以外の者に秘密情報を開示しないよう、厳正な措置を講じます。

4.　弊社は、本件秘密情報を本件業務のみを目的として使用するものとし、他の目的には一切使用いたしません。

5.　弊社は、貴機構の書面による事前の承諾なしに、本件業務遂行のため必要な最小限度の範囲を超えて本件秘密情報を複写または複製いたしません。

6.　弊社は、貴機構から要請がある場合または本件業務終了後は直ちに本件秘密情報を貴機構に返還し、または秘密保持上問題のない方法により処分いたします。

7.　弊社が本誓約書の内容に違反したことにより本件秘密情報が漏洩し、貴機構に損害が発生した場合には、貴機構に対しその損害を賠償いたします。

なお、賠償額については、貴機構と弊社にて別途協議して定めるものとします。

8.　本誓約書は、本件業務終了後も本件秘密情報が秘密性を失う日まで有効に存続する事を確認します。

以　上

令和○○年○○月○○日

東京都○○区○○町１－６－５

○○○○株式会社　　　　○○○○事業部長　　　　　　○○　○○　　社印

○本件業務遂行のために必要な者

　本件業務遂行のために必要な者は以下の者である。

記

○○○○株式会社

　　○○○○事業部　　　　　　　　　　　　　　○○　○○

　　○○○○事業部　　　　　　　　　　　　　　△△　△△

　　○○○○事業部　　　　　　　　　　　　　　□□　□□